第20回生產物分類策定研究会 議事概要

- 1 日 時 平成31年1月31日 (木) 15:00~18:10
- 2 場 所 中央合同庁舎4号館全省庁共用108会議室
- 3 出席者

(構成員) 宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員

(審議協力者) 中村審議協力者

(オブザーバー) 内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、総務省(情報流通行政局)、総 務省(総合通信基盤局)、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交 通省、日本銀行 ※金融庁、文部科学省、環境省は欠席

4 議 題

- 1 研究会における議論等を踏まえた修正等について
 - ·第15回研究会(G 情報通信業)
 - ·第17回研究会(J 金融業,保険業)
 - ・第18回研究会(Q 複合サービス事業、H 運輸業,郵便業(うち49 郵便業(信書便事業を含む)
- 2 産業横断的な課題の取扱いについて
 - ・知的財産関連生産物の設定状況について
- 3 サービス分野の生産物分類(案)について

5 概 要

事務局から、資料に基づき、第15回研究会における議論等を踏まえた修正等(G 情報通信業)、第17回研究会における議論等を踏まえた修正等(J 金融業,保険業)及び第18回研究会における議論等を踏まえた修正等(Q 複合サービス事業、H 運輸業,郵便業(うち49 郵便業(信書便事業を含む)について説明があった。さらに、産業横断的な課題の取扱い及びサービス分野の生産物分類(案)についての説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

【情報通信業】

(「パッケージソフトウェア」について)

- 修正案では、ソフトウェアメーカーが企業用に作成したソフトウェアを「事業者向け」、家庭 用に作成したソフトウェアを「一般消費者向け」としているが、後者でもプレインストールで は買い手はパソコンメーカーである。これまでの生産物分類の検討では、需要者(買い手)が 「事業者」か「一般消費者」かによって区分していたと認識しており、今回の整理はこれまで と違うルールを適用しているようにみえるがどうか。
 - → 修正案は、ソフトウェアメーカーにおける価格設定や契約形態の違いで「事業者向け」と 「一般消費者向け」を区分したものであり、最終的な需要者で区分したものではないが、プレインストール用ソフトウェアについては、「事業者向け」として区分できるのではないかと 考えている。
 - → プレインストール用を区分すると、パソコンもプレインストール済みのものとプレインスト

- ールしていないものに区分する必要があり、分類が細かくなる恐れがあるので、同時に購入 したものと理解してよいのではないか。
- → パッケージソフトウェアについては、需要先ではなく、企業用と家庭用では財の種類が異なるものとして設定し、家庭用のみ需要先コードを「9 (混在)」とする方向で検討してはどうか。また、名称についても、「事業者向け」「一般消費者向け」ではなく、「事業用」「家庭用」などに修正して区別する方向で検討してはどうか。
- → 名称を区別することとした場合、資料3別添1の利用上の留意点などに、その旨明記して おくべきである。

【金融業,保険業】

(「経営・事業支援サービス」の名称について)

- 分類の名称を「金融機関による経営・事業支援サービス」に変更しているが、金融機関によらない経営・事業支援サービスについてはどの分類項目に含まれているのか。
 - → 大分類Lの生産物である「事業者向けコンサルティング」に含まれている。

【知的財産関連生産物の設定状況について】

(資料の公開について)

- 資料2別添「知的財産関連生産物の整理表」は公表されるのか。
 - → 今回の研究会資料として総務省HP上で公表する予定である。また、設定される知的財産関連生産物の情報は資料3別紙2「サービス分野の生産物分類表(2019年作成)」に反映されている。

(「データベース情報」及び「地図・地理情報」の使用許諾について)

- 「データベース情報」と「地図・地理情報」の使用許諾サービスが設定されていないのはな ぜか。
 - → これらについては、制作サービスと使用許諾サービスを区分することは難しいと考えられる ため、「データベース情報」の使用許諾は「情報提供サービス」に、「地図・地理情報」の使 用許諾は「地図・地理情報の作成・提供サービス」に含まれるものとし、その旨を定義文に 記載している。

(「ソフトウェアの使用許諾サービス」について)

- 「ソフトウェアの使用許諾サービス」と「ソフトウェア (配信用)」の違いは何か。
 - → 「ソフトウェアの使用許諾サービス」は、配信事業者向けに配信することを許諾するサービスとして設定しており、エンドユーザーに対する使用許諾は除かれている。なお、プリインストールのソフトウェアの扱いについては、パッケージソフトウェアの議論を踏まえて再度検討したい。

(「デザイン制作サービス」について)

- キャラクターのデザイン制作は「デザイン制作サービス」に含まれるのか。
 - → 工業デザインや商標デザインとしての制作サービスであれば「デザイン制作サービス」に含

まれると考えられる。それ以外の芸術作品としてのキャラクターのデザイン制作は、「著述・ 芸術作品の制作サービス」に含まれると考えられる。

【サービス分野の生産物分類(案)について】

(費用により把握する分類の扱いについて)

- 統計調査で用いる分類表を作る際の参考とするため、売上を把握する分類、費用を把握する 分類、生産物以外の収入を把握する項目の3つを区分できるように分類コードを設定してほし い。
 - → ご意見を踏まえ、分類コードを修正する方向で検討することとする。

(金融業の分類項目について)

- 「一般消費者向け預金サービス」及び「事業者向け預金サービス」という分類項目があるが、 何を把握するのかよく分からない。
 - → 「預金サービス」は、国民経済計算におけるFISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)を念頭に、銀行等の預金に係るサービスを生産物として定義したものだが、具体的なアウトプットは規定していない。
 - → 「預金サービス」は生産物として設定しているとのことだが、把握するのは生産額でもなければ費用でもないので、事務局でこの分類項目の取扱いについて、改めて検討してほしい。
- 「中央銀行サービス」という分類項目があるが、何を把握することになるのか。
 - → GDP統計作成においては、日本銀行の損益計算書等の財務諸表を基に費用積上で計算して いると承知している。

(資料3の標題について)

- 「サービス分野の生産物分類 (2019年作成)」となっているが、「作成」ではなく「設定」とすべきではないか。
 - → ご意見のとおり修正する方向で検討したい。

(資料3における表現の統一について)

- 「主業が特定されない生産物」と「主業が特定できない生産物」という表現が混在している ので、統一が必要である。
 - → 「主業が特定されない生産物」で統一したい。

(自家発電について)

- 家計の自家発電は「電気 (一般消費者向け小売)」に含めるとのことだが、自家消費を費用と して把握する場合、一つの分類の中に、売上により把握するものと費用により把握するものが混 在することにならないか。
 - → GDPとの関係では、家計の太陽光発電が増えると、家計における電気の自家消費が増えるが、自家消費分は生産額に反映されず、逆に余剰電力の買い取りによってマイナスになることが問題となる。この自家消費分をどのように測定し、どのように取扱うかが課題となるが、分類を設定しただけで解決できる問題ではないと考えており、今後の課題とさせていただき

たい。

(「分類コード」について)

- 暫定分類コードに産業分類の分類コードを使用しているため、産業分類の改定に合わせて、 暫定分類コードも変わることになるのではないか。
 - → 財分野も含めた生産物分類が設定される時点で、産業分類から独立した新たな分類コード を設定することになると考えている。

【その他】

○ 本日いただいた意見については、座長及び事務局への一任とさせていただき、後日、検討の結果を構成員及びオブザーバーに報告するとともに、事務局はサービス分野の生産物分類の本年3月末までの決定・公表に向けて必要な手続きを進めることとする。また、本研究会の報告書については、事務局において原案を作成し、構成員及びオブザーバーの確認を経て、本年4月末をめどに取りまとめ、研究会HPに公表することとする。

(以上)